



## 「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正されました

### ◆改正の背景

「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正され、令和5年9月1日に通知されました。精神障害・自殺事案については、これまで平成23年策定の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定が行われていました。「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」（厚生労働省）は、社会情勢の変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて検討を行い、今年7月にその報告書が取りまとめられたことを受け、今回の改正となりました。

### ◆改正のポイント

認定基準改正のポイントとなるのは次の3点です。

#### ① 業務による心理的負荷評価表(※)の見直し

- ・具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
- ・具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ・心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）

※実際に発生した業務による出来事を、同表に示す「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価

#### ② 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

- ・悪化前おおむね6カ月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

#### ③ 医学意見の収集方法を効率化

- ・専門医3名の合議により決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更

労災事案を防ぐためにも、従業員の心理的負荷の軽減について検討していきましょう。

【厚生労働省「心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34888.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34888.html)

### ☆☆☆☆☆ フォルテ労務より ☆☆☆☆☆

前回もお知らせしましたが、地域別最低賃金が10月1日より変更になります。静岡県の現在の最低賃金は944円です。今回40円アップして984円になります。大幅なアップとなりますが、忘れずに対応してください。

【↓下の2枚 藤枝蓮華寺公園 →右の1冊 最近読んだ本】

